

3

虐待相談窓口

通報義務

■国民の義務

高齢者虐待（の疑い）を発見した方は、誰でも市へ通報する義務があります（法第7条）。なお、その際、秘密漏洩罪、その他守秘義務に関する規定は、通報することの妨げとはなりません。また、通報した方の秘密も法律により守られています（法第8条）。

■福祉・保健・医療等関係者の義務

福祉・保健・医療関係者は、直接、高齢者の生活に関わることも多いために、高齢者虐待を発見しやすい立場にもあります。そのような立場を自覚しながら、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないことが定められています（法第5条）。

養護者による高齢者虐待の相談窓口

高齢者虐待は早い時期に相談することで、サービス利用につなげたり、介護者のストレスを軽減したりして、その深刻化を防ぐことができます。

「養護者による高齢者虐待」についての相談窓口は、地域包括支援センターとなっています。

委託型地域包括支援センターと市直営地域包括支援センターは連携を取り、対応にあたっています。

名 称	住 所	電話番号	対応時間
むつ市地域包括支援センター	むつ市中央一丁目8番1号	22-1111	平日8:30～17:15 ※上記以外の緊急連絡は、市に連絡⇒緊急連絡網で担当課へつながる
むつ市地域包括支援センターみちのく (担当地域：むつ市西部、大湊地区、川内地区、脇野沢地区)	むつ市金谷二丁目20番2号	23-7930	月～土8:30～17:30 ※日・祝日休み。上記以外の緊急連絡は、転送電話にて対応
むつ市地域包括支援センター桜木 (担当地域：むつ市東部、大畑地区)	むつ市小川町一丁目13番60号	23-3560	月～土8:30～17:30 ※日・祝日休み。上記以外の緊急連絡は、転送電話にて対応

その他身近な相談窓口として、市役所各分庁舎、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所があり、状況次第では、保健所、警察等への相談も考えられます（詳細はP25をご覧ください）。

個人情報保護

■通報者のプライバシー保護

高齢者虐待防止法では、通報又は届出を受けた場合、当該通報又は届出を受けた市町村等の職員は、職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとあり、通報者や届出者を特定する情報について守秘義務が課されています（法第8条）。

また、事務を委託された機関の役員・職員に対しても、同様の義務が課されています（法17条）。

相談や通報、届出によって知り得た情報や通報者の情報は、個人のプライバシーに関わる極めて重要な情報です。事実の確認にあたっては、それが虚偽や過失によるものでないか留意しつつ、通報者は明かさずに調査を行う等、通報者の立場の保護に配慮することが必要です。

■通報者への報告

通報者には、守秘義務の許す範囲で対応方針について報告することが望ましいと考えられます。しかし、通報等に係る個人情報の保護や守秘義務について、十分な理解と協力が得られないおそれがある場合には、通報者への報告は慎重にする必要があります。

■個人情報保護法

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）では、本人の同意を得ずに特定の利用目的以外に個人情報を第三者に提供してはならないことが義務付けられています（第23条）が、その例外として、「本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」が規定されています。

高齢者虐待の事例については、例外規定に該当する場合もあると考えられます。

【個人情報保護法第23条】

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 （略）
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 （略）
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。